

京都市告示第109号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年 6月14日

京都市長 門川 大作

京都芸術センターについて、平成24年7月14日(土)から平成24年7月16日(月祝)までを臨時休所とする。

(理由)

当該期間については、祇園祭山鉾巡行の直前の時期に当たり、京都芸術センター入口に面している室町通付近が出店等で非常に混雑し、センター運営に支障を来すおそれがあるため

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)